

加 監 公 表 第 7 号
平成 2 8 年 3 月 3 1 日

加古川市監査委員	中西 一人
加古川市監査委員	大塚 隆史
加古川市監査委員	小林 直樹
加古川市監査委員	玉川 英樹

定期監査等の結果に対する措置について

平成 2 7 年 6 月 3 0 日付加監第 8 9 号で報告の提出をした定期監査等の結果について、別紙
のとおり市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定
により公表します。

加 公 市 第 8 3 3 号
平 成 2 8 年 3 月 2 5 日

加古川市監査委員 中 西 一 人 様
大 塚 隆 史 様
小 林 直 樹 様
玉 川 英 樹 様

加古川市長 岡田 康裕



定期監査の結果に対する措置について（通知）

平成27年6月30日付加監第89号で報告のあった定期監査の結果について、別紙
のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、通知い
たします。

平成 27 年度 定期監査の結果に基づき講じた措置等

平成 27 年 5 月 28 日実施（地域振興部 公設地方卸売市場）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1. 条例、規則に基づかない事務処理について</p> <p>加古川市公設地方卸売市場業務条例及び同施行規則に即していない事務執行等が数多く見受けられた。これらを個別の事象として捉えるのではなく、過去から発生している状況について、根本的に原因を究明するとともに、例規の見直しや事務処理の手順を整理するなど、適正な事務執行に取り組まれない。</p> <p>(ア) 保証金に代わる担保の規定がないにもかかわらず、保証金が現金以外で納入されているものが見受けられた。 (条例第 8 条及び第 22 条関連)</p>	<p>(ア) 加古川市公設地方卸売市場業務条例施行規則第 6 条において、定期預金証書による預託ができる旨の規定を設けた。(平成 28 年 3 月 11 日規則改正)</p>	措置済
<p>(イ) 関連事業者の種別に係る規定が明確でなく、適用する号を誤り許可をしていた。 (条例第 19 条関連)</p>	<p>(イ) 加古川市公設地方卸売市場業務条例施行規則第 12 条において、関連事業者の種別に係る規定を設けた。(平成 28 年 3 月 11 日規則改正)</p>	措置済
<p>(ウ) 卸売予定数量等の報告について、市長による公表がされていない。 (条例第 45 条関連)</p>	<p>(ウ) 平成 27 年 8 月 1 日から、せり場の卸 3 か所（青果 1 か所、水産 2 か所）において卸売予定数量等の公表を実施している。また、嘱託員の勤務時間を 5 時 30 分から 4 時 30 分に 1 時間早めて、当該業務に対応できるようにした。</p>	措置済
<p>(エ) 使用料を徴収しているその他事業者について、使用許可の文書が存在しておらず、保証金の預託もされていない。また、光熱水費についても徴収していない。(条例第 52 条及び第 58 条関連)</p>	<p>(エ) その他事業者から、市場施設使用指定申請書を受領し、現状での施設使用指定を行った。また、その他事業者から、入居保証金の預託を受領し、光熱水費を徴収している。</p>	措置済
<p>(オ) 使用許可をしている市場施設において、転貸禁止であるにもかかわらず無届で自動販売機が設置されていた。 (条例第 53 条関連)</p>	<p>(オ) 市場施設に無届で設置してある自動販売機については、定期監査の結果を説明のうえ、撤去の指導を行った。 平成 27 年 9 月 18 日で、すべての自動販売機が撤去された。</p>	措置済